

文教福祉常任委員会委員長（小川義昭君）

議会議案第 12 号について提案理由の説明を申し上げます。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、記憶力・理解力の低下を初め、意識障害、半身麻痺など複雑かつ多様であります。

この病態は、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば外傷性脳損傷と診断することができると報告されていますが、日本の医療においては知られておらず、画像検査では見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

よって、国におかれては、現状を踏まえ、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知を図るとともに労災認定基準の改正等適切な措置を講じるよう強く求めていきたいと、本案を提出した次第であります。

どうか議員各位には、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。